

山口県報

平成24年
9月25日
(火曜日)

目次

- 公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(六件)(県民生活課).....
- 職業訓練指導員試験の実施(労働政策課).....
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....



(四五六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年八月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人山口女性サポートネットワーク
代表者の氏名 小柴 久子
主たる事務所の所在地 宇部市大字際波三五九番地の九〇

(四五七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年十月二十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年八月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人ふるさと下関応援団
代表者の氏名 木原 實
主たる事務所の所在地 下関市山の田東町二番三二号

(四五八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年八月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人高齢者にやさしい町づくりネットワーク・豊浦
代表者の氏名 辻 禮史郎
主たる事務所の所在地 下関市豊浦町大字川棚六九〇三番地

(四五九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人下松スポーツクラブ

代 表 者 の 氏 名 野田 忠義

主たる事務所の所在地 下松市古川町四丁目四番一―二号

(四六〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十一月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人かざぐるま

代 表 者 の 氏 名 中平 芳雄

主たる事務所の所在地 下関市員光町二丁目一三番一―四号

(四六一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次の

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十一月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人eコムひかり

代 表 者 の 氏 名 宮地 昭夫

主たる事務所の所在地 光市虹ヶ丘三丁目二八番一―二号

(四六一) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

平成二十四年九月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 試験を行う免許職種及び試験の方法

(一) 免許職種

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第十一に掲げる免許職種

(二) 試験科目

学科試験のうちの指導方法

二 試験の日時

平成二十四年十一月二十七日(火曜日)午前十時から午前十一時三十分まで

三 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六一番地

山口県セミナーパーク

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。

(一) 法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者

(二) 受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちに関連学科の免除を受けることができない者

五 受験申請書の受付期間

平成二十四年十月九日(火曜日)から同月二十三日(火曜日)まで(郵送の場合、十月二十三日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験申請書の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県商工労働部労働政策課

七 提出書類

(一) 受験申請書及び履歴書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。)

(三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面

八 受験手数料

三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十四年十二月十二日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験申請書請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班(電話〇八三一九三三三三四)にすること。

(四六三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年九月二十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

美祢市大嶺町東分字萩ノ尾並びに伊佐町河原字花地及び字勝負

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宇部市大字小串一九七八番地の九六

宇部興産株式会社

平成二十四年九月二十五日印刷

発行人所

山口県知事庁